

～海外情報～

2012年2月13日 全4頁

## 欧州資本不足銀行、資産圧縮は23%のみ？

ロンドンリサーチセンター  
鈴木利光

資本不足解消計画の集計結果公表（EBA）：計画の実現可能性の審査は2月中に

### [要約]

- 2012年2月9日、欧州銀行監督機構（EBA）は、欧州の資本不足銀行が提出した資本不足解消のためのアクション・プランの集計結果を公表している。
- 資本不足銀行のアクション・プランは、EBAが2011年12月8日に公表した、欧州銀行の資本増強に関する正式なレコメンデーション（EBAレコメンデーション）により、2012年1月20日までに提出が求められていた。
- EBAの集計結果によると、アクション・プランは、それがすべて実現した場合、当初の資本不足額（約780億ユーロ）を26%上回る資本増強が可能であるという結果が出ている。
- 提出されたアクション・プランのメソッドの内訳を見ると、全体の77%（当初資本不足額の96%）が自己資本の増加、23%がリスク・アセット（RWA）の圧縮となっている。
- 提出されたアクション・プランは、2月中を通じて、規制管轄当局とEBAによってレビューされる。アクション・プランを提出した資本不足銀行は、3月上旬に、規制管轄当局からのガイダンスを受領する見込みとされている。
- そのため、アクション・プランは、修正や追加を迫られる可能性があり、今回の集計結果は現時点では暫定のものということになる。EBAは、信頼性や合理性の検証が必要となるメソッドの具体例として、内部留保計画（2012年上半期分）、RWA計測手法の変更、資産売却を挙げている。
- RWA圧縮が全体の23%に過ぎなかった点は、驚きをもたらすものであったといえよう。とはいえ、この結果は、単に（全体の7%にとどまった）資産売却が思ったように進まなかっただけと見ることも可能である。
- また、EBAレコメンデーションがRWA計測手法の変更によるRWA圧縮は原則として認めないとしていたにもかかわらず、このメソッドの提出が全体の9%を占めたという事実からは、RWA圧縮へのニーズが痛切なものであることが伝わってこよう。

## 1. はじめに

EBA、アクション・プランの集計結果公表

2012年2月9日、欧州銀行監督機構（EBA）は、欧州の資本不足銀行が提出した資本不足解消のためのアクション・プランの集計結果を公表している。

2012年1月20日に提出期限が到来

資本不足銀行のアクション・プランは、EBAが2011年12月8日に公表した、（2011年10月26日の欧州連合（EU）首脳会議の決定に基づく）欧州銀行の資本増強に関する正式なレコメンデーション（EBAレコメンデーション）<sup>1</sup>により、2012年1月20日までに提出が求められていた。

タイプ別に集計

EBAは、提出されたアクション・プランの内容を分析し、資本不足解消のためのメソッドをタイプ別に集計している（個別のアクション・プランの公表はなし）。

本稿では、EBAによるアクション・プランの集計結果の概要を簡潔に紹介したい。

## 2. 集計結果の概要

### (1) 資本不足額

2011年12月時点では約1,147億ユーロ

EBAレコメンデーションでは、資本不足額は全体で約1,147億ユーロとされていた。

実際のレビュー対象は約780億ユーロ

しかし、EBAは、今回の集計結果の公表においては、実際にレビューの対象となる資本不足額を約780億ユーロとしている。

ギリシャ銀行（6行）と再編中の3行が免除

これは、EU/IMFによる融資が行われるギリシャの銀行（6行）、そして現在再編が行われているDEXIA（ベルギー）、Österreichische Volksbanken AG（オーストリア）、およびWestLB AG, Düsseldorf（ドイツ）の3行が、EBAレコメンデーションに基づく資本不足解消を免除されていることによる。

実際にアクション・プランを提出した銀行は27行か

したがって、EBAは明らかにしていないが、アクション・プランを提出した資本不足銀行は、EBAレコメンデーションで資本不足と認定された31行（ギリシャの銀行を除く）から、再編中の3行およびDnB NOR Bank ASA（ノルウェー）を除いた27行であることが想定される<sup>2</sup>。

### (2) 資本増強の見込みとメソッドの内訳

26%のバッファー

EBAの集計結果によると、アクション・プランは、それがすべて実現した場合、当初の資本不足額（約780億ユーロ）を26%上回る資本増強が可能であるという結果が出ている。

77%が自己資本の増加、23%がRWA圧縮

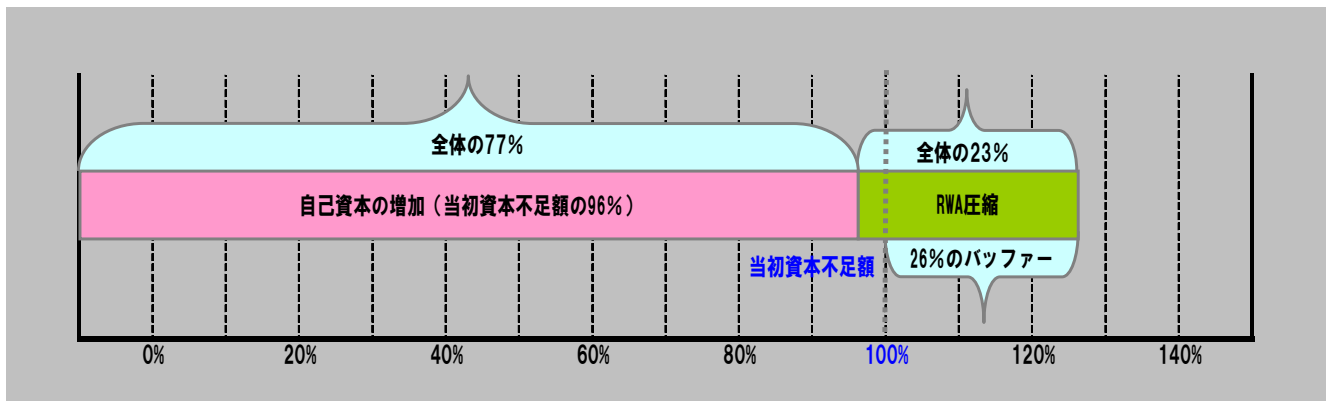
提出されたアクション・プランのメソッドの内訳を見ると、全体の77%（当初資本不足額の96%）が自己資本の増加、23%がリスク・アセット（RWA: Risk Weighted Assets）の圧縮となっている（図表1）。

<sup>1</sup> EBAレコメンデーションの概要は、以下のレポートを参照されたい。

◆大和総研レポート「EBA、欧州銀行のデレバレッジ防止は困難か」（鈴木利光）[2011年12月19日]

<sup>2</sup> ノルウェーはEU加盟国ではないことから、EBAはDnB NOR Bank ASAに資本不足の解消を要求することができない。

図表 1 資本増強の見込みとメソッドの内訳



(出所) EBA より大和総研ロンドンリサーチセンター作成

### (3) 「自己資本の増加」の内訳

- 全体の77%** 図表 1 のとおり、提出されたアクション・プランのメソッドの 77%は自己資本の増加である。
- 26%：新株発行等** このうち、26%を新株発行、内部留保の積み増し（2011 年分）、株式配当（scrip dividends）が占めている。
- 22%：普通株転換** 22%は、ハイブリッド債の普通株転換が占めている。
- 16%：内部留保計画** 16%は、計画されている内部留保の積み増し（2012 年上半期分）が占めている。
- 6%：CoCos発行** 6%は、CoCos 等のコンティンジェント・キャピタル<sup>3</sup>の発行が占めている。
- 7%：その他** 残りの 7%は、「その他」となっている。

### (4) 「RWA 圧縮」の内訳

- 全体の23%** 図表 1 のとおり、提出されたアクション・プランのメソッドの 23%は RWA 圧縮である。
- 7%：資産売却** このうち、7%を、個別銀行の観点から見たデレバレッジ、すなわち資産売却が占めている。
- 9%：RWA計測手法変更** 9%は、RWA 計測手法の変更が占めている（7%は先進的手法の導入に伴う標準的手法から先進的手法へのポートフォリオ移管、2%はその他何らかの変更）。
- 3%：貸出減少（いわゆるデレバレッジ）** 3%は、マクロ経済全体の観点から見たデレバレッジ、すなわち貸出減少が占めている（2%が EU 競争法の一部を構成する EU 国家補助規制がもたらす貸出減少、1%がその他の貸出減少）。
- 4%：その他** 残りの 4%は、「その他」となっている。

3 コンティンジェント・キャピタルとは、一定のトリガーが発生した場合に、強制的に株式に転換される（いわゆる“CoCos: Contingent Convertible bonds”）、もしくは元本が削減されるという条項が付された証券をいう。概要については、以下のレポートを参照されたい。

◆大和総研レポート「EU、バーゼルⅢ導入の法案公表（CRDIV）」（鈴木利光）[2011年8月2日]

◆大和総研レポート「英国、リテール銀行部門に資本サーチャージ？」（鈴木利光）[2011年4月28日]

RWA圧縮/全RWA <1%

EBAの集計によれば、これらのRWA圧縮は、アクション・プランを提出した資本不足銀行全体のRWAの1%にも満たない。

### 3. ネクストステップ

レビューはこれから

EBAは、まだ提出されたアクション・プランの実現可能性をレビューしていない。

3月上旬にガイダンスを受領

提出されたアクション・プランは、2月中を通じて、規制管轄当局とEBAによってレビューされる。アクション・プランを提出した資本不足銀行は、3月上旬に、規制管轄当局からのガイダンスを受領する見込みとされている。

修正・追加が必要となる可能性あり

そのため、アクション・プランは、修正や追加を迫られる可能性があり、今回の集計結果は現時点では暫定のものということになる。EBAは、信頼性や合理性の検証が必要となるメソッドの具体例として、内部留保計画（2012年上半期分）、RWA計測手法の変更、資産売却を挙げている。

今年EUストレステストなし

なお、EBAは、次のEUストレステストは2012年中には行わず、2013年に実施することとしている。

### 4. おわりに

以上が、EBAによるアクション・プランの集計結果の概要である。

RWA圧縮が23%に過ぎなかった点は驚き

RWA圧縮が全体の23%に過ぎなかった点は、驚きをもたらすものであったといえよう。このためか、EBA議長のアンドレア・エンリア氏は、全体の集計結果に満足のもようである<sup>4</sup>。

RWAの買い手がつかなかっただけか

とはいえ、この結果は、単に（全体の7%にとどまった）資産売却が思ったように進まなかっただけと見ることも可能である。

原則禁止を警告されていたRWA計測手法の変更が全体の9%も占めたという事実

また、EBAレコメンデーションがRWA計測手法の変更によるRWA圧縮は（変更が既に計画されたものであり、規制管轄当局の検討対象となっているものでない限り、）原則として認めないとしていたにもかかわらず、このメソッドの提出が全体の9%を占めたという事実からは、RWA圧縮へのニーズが痛切なものであることが伝わってこよう。

新株発行の少なさは、欧州の暗いムードの一端をあらわしている

なお、EBAの集計結果では、肝心の新株発行が単独でどの程度の割合を占めているのかが明らかになっていない（P3参照）。資本不足銀行で唯一、株主割当による新株発行の実施を年明け（2012年1月4日）に公表したUNICREDIT（イタリア）が、公表後1週間で約45%の株価下落の憂き目にあっているからか（Bloomberg調べ）、これに続く資本不足銀行が出ていない。おそらく、他の資本不足銀行の間では、内部留保の積み増しや株式配当（scrip dividends）のほうがより大きな部分を占めるであろう<sup>5</sup>。このことが、欧州を覆う暗いムードの一端をあらわしているといえる。

以上

<sup>4</sup> FT.com “European banks offer new capital proposals” [2012年2月9日]参照

<sup>5</sup> COMMERZBANK（ドイツ）が公表したアクション・プランのアウトラインでは、RWA圧縮や内部留保計画（2012年上半期分）がメインのメソッドとされており、新株発行は含まれていない。